

2月2日国家戦略特区WGヒアリングのまとめ

テーマ：森林伐採に係る届出手続きの軽減

<p>1. 提案内容</p>
<p>・保安林機能の維持・向上に必要な基準に適合する内容を予め記載した森林経営計画に基づいて行う間伐については、保安林制度における知事への間伐の届出を不要とすることができないか。</p>
<p>2. 関係省庁の主張</p>
<p>・保安林制度は、<u>国民の生命・財産に直結する災害の防備等の公共の目的の達成上必要な森林を、農林水産大臣又は都道府県知事が指定し、一定の制限を課すもの</u>である。保安林の指定施業要件は、保安林の指定の目的の達成のために必要な森林施業上の要件であり、当該目的や現地の状況等を勘案して、それぞれの保安林の集団毎に間伐率等を定めている。<u>都道府県知事は、保安林における間伐の届出があった場合、自らの権限に属する保安林の管理事務として、当該間伐の内容が当該森林の現況に照らしてその保安林の指定施業要件に適合しているかどうかを確認し、必要に応じて指導や命令を行わなければならない。</u></p> <p>・一方、森林経営計画制度は、<u>施業の集約化や路網整備を推進し森林の経営のより一層の計画化・合理化を行うことを趣旨として森林所有者等が5年間の計画を作成し、市町村長の認定を受けるもの</u>である。森林法第11条第5項に規定する森林経営計画の認定では、市町村森林整備計画で設定する公益的機能別施業森林等の区分に応じて審査を行うが、間伐率の上限については、原則として、森林法施行規則で一律に定められているものである。また、<u>保安林の管理に係る権限を有さない市町村長は、保安林における間伐の計画に対して上述の命令を行うことが出来ない。</u></p> <p>・このため、森林法第11条第5項に規定する森林経営計画の認定要件の基準と保安林の指定施業要件の基準が同一とは言えず、<u>保安林の管理に係る権限を有さない市町村長が当該認定要件への適合の観点から審査し認定した森林経営計画に基づく間伐であることをもって、保安林における都道府県への間伐の届出を不要とすることは適当ではない。</u></p>

3. 論点

- ・ 県からの提案であり、保安林が適正に管理されていることのチェックは、必ずしも都道府県でなければならないということはなく、市町村においても可能ではないか。
- ・ 保安林制度における知事への間伐の届出については、保安林の間伐に関する透明・明確な基準をあらかじめ定めた上で、届出を不要とする仕組みができないか。